

## 疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会規約

第1条（名称及び略称） 本会の名称は、疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会とする。

また略称は「ジョニ - の会」とする。

第2条（会の目的） 本会は、疋田教諭に対する不当な分限免職処分の取消を求める裁判について、原告、疋田教諭を支援するための活動を行うことを会の目的とする。

第3条（会員）本会は、第2条の目的に賛同するものを会員とする。

第4条（所在地）本会の所在地は、本会事務局の所在地をもってあてる。

第5条（事務局）本会は、会の運営を担う組織として事務局を置く。

第6条（事務局所在地）本会の事務局所在地は以下とする。

〒194-0298 東京都町田市相原町 4342

法政大学社会学部 荒井容子研究室

eメ - ル [yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com)

ホ - ム ペ - ジ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

第7条（役員）本会には、次の役員をおく。

代表 1名

事務局長 1名

会計 1名

会計監査 1名

なお、当面の間、代表及び会計は事務局長をもってあてる。

第8条（会員との連絡）本会は、会員との連絡をeメ - ルにて行うことを原則とし、必要に応じて郵送も用いることとする。

本会はまた、本会ホ - ム ペ - ジも情報伝達の間として積極的に活用していく。

第9条（規約改定）この規約は、会員の同意をもって改正することができる。

付則 本会は2007年11月12日に創設された。

この規約は本会規約設置の日（2008年4月25日）から施行する。